

# 第69回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年6月24日(火曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

## 開催場所

プラザ・アペア 2階「オリジア」  
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第9号議案 取締役賞与支給の件

富士ダイス株式会社  
証券コード：6167

証券コード 6167  
2025年6月6日  
(電子提供措置の開始日2025年5月30日)

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目17番10号  
**富士ダイス株式会社**  
代表取締役社長 春 田 善 和

## 第69回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[https://www.fujidie.co.jp/ir/library/shareholders\\_meeting](https://www.fujidie.co.jp/ir/library/shareholders_meeting)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名 (会社名)」に「富士ダイス」又は「コード」に当社証券コード「6167」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の『株主総会参考書類』をご検討のうえ、『議決権行使についてのご案内』に従って、2025年6月23日(月曜日)午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時 [午前9時30分受付開始]

2. 場 所 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号  
プラザ・アペア 2階 「オリジア」

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

- 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第69期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件                          |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                                    |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                                 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件                       |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件                                |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |
| 第9号議案 | 取締役賞与支給の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

◎書面交付請求をされていない株主様には、法令で定める事項に加えて、株主総会参考書類を記載した書面をご送付しております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

◎今後の状況により、本株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujidie.co.jp/>）にてお知らせいたします。

---

## 事前質問の受付について

---

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。  
詳細は以下をご確認ください。

- ・ご連絡方法：下記メールアドレスに、必要事項と質問事項を入力したメールをお送りください。  
【メールアドレス】 sokai@fujidie.co.jp
- 【必 要 事 項】 ①株主番号（議決権行使書用紙に記載がございます） ②お名前 ③ご住所  
④ご質問（要点を簡潔にお願いいたします）
- ・事前質問の受付期限：2025年6月17日（火曜日）午後5時まで
- ・事前にいただいたご質問のうち、本株主総会の目的事項にかかわる内容及び株主様のご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容について、株主総会当日に回答させていただく予定です。
- ・いただきましたご質問全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので、予めご了承ください。
- ・上記のメールアドレスは、受付期限をもって無効となります。

# 議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

### 議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後5時まで

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後5時到着分まで

## 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2025年6月24日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

## 議決権行使書用紙のご記入方法



切り取ってご投函ください。

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

### 第1・2・5・6・7・8・9号議案

▶ 賛成の場合：【賛】の欄に○印

▶ 反対の場合：【否】の欄に○印

### 第3・4号議案\*

▶ 全員賛成の場合：【賛】の欄に○印

▶ 全員反対の場合：【否】の欄に○印

\*一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

## 議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

## 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## インターネット等による議決権行使のご案内

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1. QRコードを読み取る



議決権行使書紙副票 (右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書紙副票 (右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

#### 2.以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



議決権の行使システム等に  
関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

**0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

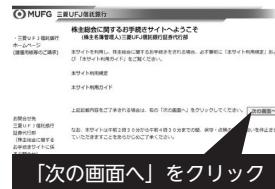
#### ① ご注意

- ・ 毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用 (インターネット接続料金、通信料金等) は、株主様のご負担となります。

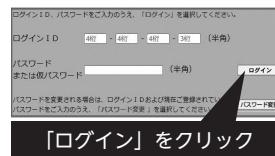
### ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



#### 2. お手元の議決権行使書紙の副票 (右側) に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

## 剰余金の処分の件

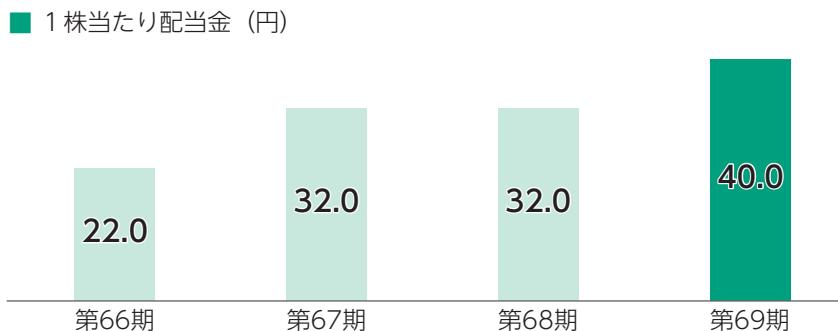
### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様のご期待にお応えするため、安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、財務状況、業績及び配当性向等を総合的に勘案したうえで、次のとおりとさせていただきます。

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>40円</b> 総額 <b>795,759,520円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月25日

### 配当金推移



## 1. 変更の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの機能をより一層高め、加速する外部環境の変化への対応力を強化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数の変更並びに業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設等の所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、株主への利益還元を機動的に実施できるよう、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とする変更案第42条を新設するものであります。  
なお、この定款変更の効力発生後も、引き続き株主総会で剰余金の配当等を決議することができるものであります。
- (3) その他所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略>	第1条～第3条 <現行どおり>
< 新 設 >	(機関)
	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
	1. 取締役会
	2. 監査等委員会
	3. 会計監査人
第4条 <条文省略>	第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第7条 <条文省略>	第6条～第8条 <現行どおり>
(単元未満株主の権利制限)	(単元未満株主の権利制限)
第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1)～(3) <条文省略>	(1)～(3) <現行どおり>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第9条～第11条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>第10条～第12条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="379 193 523 219">&lt; 新 設 &gt;</p> <p data-bbox="379 352 523 378">&lt; 新 設 &gt;</p> <p data-bbox="178 492 485 518">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="161 529 724 586">第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="223 633 409 659">2 &lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="223 669 724 790">3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="178 854 505 879">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="161 890 724 1044">第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="379 1059 523 1085">&lt; 新 設 &gt;</p> <p data-bbox="178 1176 409 1202">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="161 1212 724 1332">第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p data-bbox="828 193 1332 344">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="828 352 1332 473">4 <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="783 492 1090 518">(代表取締役及び役付取締役)</p> <p data-bbox="766 529 1332 616">第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="828 633 1040 659">2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="828 669 1332 821">3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="783 854 1109 879">(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p data-bbox="766 890 1327 978">第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="828 1059 1332 1150">2 <u>取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="783 1176 1014 1202">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="766 1212 1332 1332">第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>2 <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役 (<u>当該事項について議決に加わることができる者に限る</u>) の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>第29条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(常勤監査役) 第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役会の決議の方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役会の議事録) 第38条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役会規程) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>
<p>(監査役の報酬等) 第40条 <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から、必要に応じて常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第42条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第43条～第44条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によって定める。</p> <p>第46条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第47条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第48条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を行うことができる。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第49条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）</u>をすることができる。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会 計 監 査 人</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p>第37条～第38条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、<u>監査等委員会</u>の同意を得て、取締役会の決議によって定める。</p> <p>第40条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt; 削 除 &gt;</p>

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第50条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第42条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p>2 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</p> <p>2 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1 当会社は、<u>第69回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>第69回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、過半数が独立社外取締役に構成される指名・報酬委員会の承認を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名				現在の当社における地位及び担当
1	再任	はる 春	た 田	よし 善	かず 和	代表取締役社長
2	再任	つ 津	だ 田	まさ 雅	のぶ 宣	常務取締役海外事業本部長
3	再任	しの 篠	みや 宮		まもる 護	取締役技術開発本部長
4	再任	ま 馬	わたり 渡	かず 和	ゆき 幸	取締役品質保証本部長 (生産本部管掌)
5	再任	まつ 松	おか 岡	やす 恭	ひろ 弘	取締役営業本部長
6	再任	たか 高	やす 安	まさ 真	お 生	取締役業務本部長 兼情報システム部長
7	新任	わ 輪	たけ 竹	のぶ 暢	ひさ 久	執行役員生産本部長 兼生産技術部長
8	再任	さわ 澤	い 井	ひで 英	ひさ 久	社外取締役 独立役員 取締役
9	新任	うち 内	だ 田	い 伊	ちろ 郎	社外取締役 独立役員 監査役
10	再任	うえ 上	だ 田	のり 典	よし 由	社外取締役 独立役員 取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	 <p>はる た よし かず <b>春 田 善 和</b> (1963年11月26日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2007年 6月 業務本部財務業務部長 2010年 8月 業務本部企画部長 2014年 3月 業務本部副本部長兼企画部長 2015年 6月 取締役業務本部副本部長兼企画部長 2015年 8月 取締役企画部長 2017年 8月 取締役業務本部長兼企画部長 2017年 8月 取締役業務本部長兼企画本部長 2017年12月 取締役業務本部長 2018年 6月 常務取締役業務本部長 2023年 7月 専務取締役業務本部長 2024年 1月 代表取締役社長 (現任)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 2015年6月に取締役に就任し、経営企画、経理、総務、人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般、管理・運営業務に関する知見を有しており、また2024年1月に代表取締役社長に就任し強いリーダーシップを発揮して経営全般を牽引しており、今後の持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	33,778株
2	 <p>つ だ まさ のぶ <b>津 田 雅 宣</b> (1965年 8月25日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2008年12月 生産開発本部市場開発部長 2010年 8月 東日本事業部営業部長 2013年 4月 営業本部輸出部長 2015年 6月 営業本部副本部長兼輸出部長 2015年10月 営業本部副本部長兼販売管理部長 2020年 4月 営業本部副本部長兼海外事業管理部長 2020年 6月 取締役営業本部副本部長 兼海外事業管理部長 2020年11月 取締役営業本部長 2023年 7月 取締役海外事業本部長 2024年 1月 常務取締役海外事業本部長 (現任)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 2020年6月に取締役に就任し、営業部門の本部長を務めるなど、当社グループにおいて長年に亘る営業部門の管理監督経験に加え、海外事業を牽引するなど、現場に精通した豊富な経験・知識及び取引先等との豊富な人脈を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	22,913株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	 <p>しの みや まる <b>篠 宮 護</b> (1967年6月5日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1994年4月 当社入社 2012年7月 生産開発本部開発センター長 2014年3月 技術開発本部開発センター製品開発部長 2014年12月 技術開発本部開発センター長 兼製品開発部長 2019年3月 技術開発本部副本部長兼開発センター長 兼製品開発部長 2020年4月 技術開発本部長兼開発センター長 兼製品開発部長 2020年6月 取締役技術開発本部長兼開発センター長 兼製品開発部長 2020年7月 取締役技術開発本部長 (現任)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 2020年6月に取締役に就任し、当社の技術開発部門の本部長を務めるなど、当社の技術開発における豊富な業務経験と知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	23,983株
4	 <p>ま わたり かず ゆき <b>馬 渡 和 幸</b> (1967年12月31日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1990年4月 当社入社 2013年11月 西日本事業部岡山製造所副製造所長 兼合金課長 2016年10月 生産本部生産管理統括センター 岡山製造所長兼検査課長 2019年7月 生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2021年5月 生産本部長兼生産管理統括センター長 2021年6月 取締役生産本部長 兼生産管理統括センター長 2021年12月 取締役生産本部長 2023年7月 取締役生産本部長 兼生産管理統括センター長 2023年11月 取締役生産本部長兼生産管理部長 2024年7月 取締役生産本部長 2025年1月 取締役品質保証本部長 (生産本部管掌) (現任)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b> 2021年6月に取締役に就任し、生産部門の本部長を務めるなど、長年に亘り生産業務に携わる一方、研究開発や企画業務にも従事し、幅広い経験をもとに豊富な知識を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	29,183株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	 <p>まつ おか やす ひろ <b>松岡 恭弘</b> (1968年4月13日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1991年4月 当社入社 2010年8月 九州事業部生産技術部長 2014年3月 生産本部生産管理統括センター 熊本製造所長 2017年9月 生産本部生産管理統括センター 郡山製造所長 2021年12月 生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2022年6月 取締役生産本部副本部長 兼生産管理統括センター長 2023年7月 取締役営業本部長 (現任)</p>	25,785株
		<p><b>取締役候補者とした理由</b> 2022年6月に取締役に就任し、長年に亘り生産業務に携わり、当社の生産性革新活動を牽引するほか、2023年7月より営業本部長を務めるなど、製造販売における豊富な業務経験と知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	
6	 <p>たか やす まさ お <b>高安 眞生</b> (1960年1月1日生)</p> <p><b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (11回/11回)</p>	<p>1982年4月 日本電気(株)入社 2017年4月 当社入社 2018年10月 業務本部人事部長 2023年4月 業務本部副本部長 2023年7月 業務本部副本部長兼情報システム部長 2024年1月 業務本部長兼情報システム部長 2024年4月 業務本部長 2024年6月 取締役業務本部長 2024年10月 取締役業務本部長 兼情報システム部長 (現任)</p>	5,369株
		<p><b>取締役候補者とした理由</b> 長年に亘り人事・総務業務に携わり、人財の採用・育成・配置・処遇及び社員のエンゲージメント向上など、当社の人財戦略全般を牽引するとともに、情報インフラの整備を図り、管理部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と高い知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	 <p>わ たけ のぶ ひさ <b>輪 竹 暢 久</b> (1970年2月4日生) <b>新任</b></p>	<p>1994年4月 当社入社  2015年5月 FUJILLOY (THAILAND) CO., LTD  EXECUTIVE ADVISOR  2015年8月 FUJILLOY (THAILAND) CO., LTD  MANAGING DIRECTOR  2023年1月 生産本部生産管理統括センター  熊本製造所長  2024年7月 生産本部副本部長兼生産技術部長  2025年1月 生産本部長兼生産技術部長 (現任)</p> <p><b>取締役候補者とした理由</b>  当社に入社以来、長年に亘り生産業務に携わり、生産部門の本部長を務めるなど、製造加工技術の高い専門性により製造体制の構築に寄与するとともに、海外現地法人の社長を務めるなど、経営全般に関する知見を有しており、持続的な企業価値向上を図るために適任であると判断しましたので、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,559株
8	 <p>さわ い ひで ひさ <b>澤 井 英 久</b> (1948年7月23日生) <b>再任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1975年4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)  中津法律事務所入所  1979年4月 澤井法律事務所開設  2002年10月 新四谷法律事務所設立 同代表 (現任)  2011年4月 日本弁護士連合会副会長  第二東京弁護士会会長  2012年4月 国立大学法人電気通信大学客員教授  2015年4月 日本弁護士国民年金基金理事長  2015年6月 当社取締役 (現任)  2016年10月 (株)アイセイ薬局社外監査役 (現任)</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b>  弁護士としての豊富なキャリアと企業法務に係る高い専門的知見を有しており、高度かつ専門的な観点から当社の監督及び経営全般の助言をしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
9	 <p>うち だ いちろう <b>内 田 伊知郎</b> (1954年3月26日生) <b>新任</b> 取締役会出席率 100% (15回/15回) 監査役会出席率 100% (14回/14回)</p>	<p>1976年4月 農林中央金庫入庫 2005年6月 協同クレジットサービス(株)取締役 2008年6月 三菱UFJニコス(株)執行役員 2010年6月 小野田化学工業(株)常勤監査役 2015年11月 公益社団法人日本監査役協会理事 2016年7月 (株)ヒューテックノオリン入社 2020年4月 トラベルブック(株)入社 2020年5月 同社常勤監査役 2021年6月 当社監査役 (現任)</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b> 金融機関での業務経験、取締役及び監査役として豊富な経験と高い知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	— 株
10	 <p>うえ だ のり よし <b>上 田 典 由</b> (1956年7月11日生) <b>再任</b> 取締役会出席率 100% (15回/15回)</p>	<p>1979年4月 キヤノン(株)入社 2006年3月 キヤノンファインテック(株)取締役 (現キヤノンファインテックニスカ(株)) 2011年3月 同社常務取締役 2012年1月 ニスカ(株)代表取締役社長 (現キヤノンファインテックニスカ(株)) 2017年7月 キヤノンファインテックニスカ(株)取締役 2022年6月 当社取締役 (現任)</p> <p><b>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b> 経営者としての豊富な経験と、幅広い知識を有していること、また開発から製造までのものづくりに精通していることから、これらの知識や経験を当社の経営の監督等に活かしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	— 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
2. 澤井英久氏、内田伊知郎氏及び上田典由氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 澤井英久氏及び上田典由氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、澤井英久氏が10年、上田典由氏が3年であります。

- 内田伊知郎氏は現任の社外監査役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、4年です。
- 当社は澤井英久氏、内田伊知郎氏及び上田典由氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。澤井英久氏及び上田典由氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。また、内田伊知郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
- 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
- 当社は、澤井英久氏及び上田典由氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。また、当社は、内田伊知郎氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。
- 各取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

#### 第4号議案

### 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意、及び過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の承認を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>こ たに たか ひろ</small>  <b>古 谷 高 宏</b> </div> </div>	常勤監査役
2	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>え ぐち やす し</small>  <b>江 口 泰 志</b> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px; border: 1px solid black;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> </div>	監査役
3	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">新任</div> <div style="text-align: center;"> <small>なか むら み ち こ</small>  <b>中 村 美智子</b> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px 5px; border: 1px solid black;">社外取締役</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">独立役員</div> </div> </div>	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	 <p>こ たに たか ひろ <b>古谷 高宏</b> (1960年11月30日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (11回/11回) 監査役会出席率 100% (10回/10回)</p>	<p>1984年4月 イリエトレーディング コーポレーション(株)入社</p> <p>2003年10月 当社入社</p> <p>2013年4月 東日本事業部営業部副部長</p> <p>2014年3月 営業本部東日本営業部副部長</p> <p>2015年10月 営業本部輸出部長</p> <p>2020年3月 富士シャフト(株)取締役営業部長</p> <p>2022年4月 富士シャフト(株)代表取締役社長</p> <p>2024年4月 富士シャフト(株)社長付顧問</p> <p>2024年5月 当社社長付参与</p> <p>2024年6月 当社常勤監査役 (現任)</p> <p><b>監査等委員である取締役候補者とした理由</b> 当社グループの事業、業務プロセスを熟知しており、また事業会社での取締役経験もあることから、その見識と豊富な経験を当社の監査・監督に反映させることが適切であると判断しましたので、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>	4,841株
2	 <p>え ぐち やす し <b>江口 泰志</b> (1959年5月23日生)</p> <p><b>新任</b></p> <p>取締役会出席率 100% (15回/15回) 監査役会出席率 100% (14回/14回)</p>	<p>1984年10月 昭和監査法人入所 (現EY新日本有限責任監査法人)</p> <p>1988年3月 公認会計士登録</p> <p>2000年7月 同監査法人社員</p> <p>2008年7月 同監査法人シニアパートナー</p> <p>2021年7月 公認会計士江口泰志事務所所長 (現任)</p> <p>2022年6月 当社監査役 (現任)</p> <p><b>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b> 監査法人において多数の企業の監査に携わった実績があり、高い専門性と長年の経験を有していることから、当社の監査・監督においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏は過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	 なか むら みちこ <b>中村 美智子</b> (1978年6月7日生) <b>新任</b> 取締役会出席率 100% (11回/11回)	2007年12月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 弁護士法人霞門法律事務所入所 2012年11月 日本弁護士連合会嘱託 2013年4月 プラス法律事務所開設 (現任) 2022年2月 日本弁護士連合会嘱託 (現任) 2024年6月 当社取締役 (現任)	— 株
		<b>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割</b> 弁護士としての豊富な専門知識及び経験、企業法務に関する高い専門的知見は、当社にとって大変有益であり、これらを当社のコーポレート・ガバナンスの強化に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。	

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 江口泰志氏及び中村美智子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者中村美智子氏の戸籍上の氏名は、福永美智子であります。
4. 江口泰志氏は現任の社外監査役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年です。
5. 中村美智子氏は現任の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、1年です。
6. 当社は古谷高宏氏、江口泰志氏及び中村美智子氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しております。三氏の選任が承認された場合、当社は三氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
8. 当社は、江口泰志氏及び中村美智子氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
9. 各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

## 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ており、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
浦野 諭 (1954年2月21日生)	1978年4月 日本無機(株)入社 2009年6月 同社取締役執行役員総務部長 2014年6月 同社常勤監査役 2020年6月 同社顧問 2022年6月 当社補欠監査役(現任)	2,200株

#### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

製造業での業務経験、取締役及び監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 浦野諭氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 浦野諭氏が社外取締役に就任した場合、当社と浦野諭氏との間で、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定です。なお、その契約内容の概要は次のとおりです。  
 ・社外取締役が任務を怠ったことによって会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合において、当該社外取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、浦野諭氏が取締役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。その契約の概要は、事業報告4.会社の役員に関する事項(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要に記載のとおりです。なお、当該保険契約の次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。  
 5. 浦野諭氏が社外取締役として就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。  
 6. 補欠の監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。

### (ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が承認可決された場合の、当社取締役会の構成メンバーの経験・専門性は以下のとおりです。

役職	氏名	独立 社外 役員	指名・報酬 委員会	経験・専門性								
				経営全般	営業 マーケ ティング	生産・ 技術	研究・ 開発	グロー バル ビジネス	会計 ファイ ナンス	法務 コンプ ライア ンス	ESG	
取締役  (監査等 委員で ある取 締役を 除く)	社内		委員	●				●	●	●	●	
				●	●			●				
				●	●		●				●	
				●		●	●					
				●	●	●						
				●						●	●	
	社外		★	議長/委員							●	●
			★	委員	●				●	●	●	●
			★	委員	●		●	●				
ある 取締役 委員で	社内			●	●			●				
	社外	★	オブ ザー バー						●	●	●	
	社外	★	オブ ザー バー							●	●	

## 第6号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の金銭報酬の額のうち、基本報酬に関しては2015年6月26日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内として決議いただき、また、当該上記基本報酬に関する決議に加え、対象事業年度の業績等に基づいて設定される取締役賞与の総額を、対象事業年度に係る定時株主総会にて決議いただくこととして、今日に至っております。直近の決議としては、2024年6月25日開催の第68回定時株主総会において、第68期に関する取締役賞与の総額を21百万円（社外取締役は支給対象外）とする旨、決議いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠及び都度定時株主総会で決定する賞与総額を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等（基本報酬及び賞与）の額を年額350百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から金銭報酬は基本報酬のみといたします。

本議案は、当社の事業規模、報酬体系やその他支給水準等を総合的に勘案し、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案

# 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情を勘案して、監査等委員である取締役の報酬等（基本報酬）の額を、年額50百万円以内と設定させていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、報酬体系やその他支給水準等を総合的に勘案し、過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申を経て取締役会で決定していることから、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において、年額300百万円以内の取締役の報酬額及び都度定時株主総会で決定する賞与総額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額50百万円以内と決議いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」とは別枠として、改めて、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される普通株式の総数は年80,000株以内（但し、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとする。）とし、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により決定することを予定しております。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

なお、本定時株主総会終結の時点において、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は7名となります。

これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

### （1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分

行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### （２）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（１）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（３）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

但し、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### （４）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来する時に限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

## 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役6名（社外取締役を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額14,100,000円を支給することといたしたいと存じます。本取締役賞与は、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案して決定する旨の方針に基づき算定しており、各取締役に対する支給金額は取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

なお、当社は、事業報告4. 会社の役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等に記載のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

以 上

# 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き緩やかに回復しているものの、ウクライナ情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰や世界的な物価上昇、中東での紛争の発生や中国経済の停滞、米国新政権の関税政策の変更や、株価、為替の乱高下等の影響を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

こうした状況の中、当社グループは「共生」を年度方針に掲げ、高品質・低コスト・短納期・充実したサービスの向上に努めてまいりました。

また、「変化に対応できる企業体質への転換」を目指し、2025年3月期から3カ年を対象期間とした中期経営計画を策定しており、1. 経営基盤の強化、2. 生産性向上・業務効率化、3. 海外事業の飛躍、4. 脱炭素・循環型社会への貢献、5. 新規事業の確立を重点施策に掲げ、諸施策への取り組みを推進しております。

経営基盤の強化については、コーポレート・ガバナンスの機能をより一層高め、加速する外部環境の変化への対応力を強化するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。なお、本件につきましては、2025年6月開催予定の当社第69回定時株主総会において、関連する定款変更議案等について承認いただいたうえで、監査等委員会設置会社に移行する予定です。また、品質の安定・向上や職場の安全性の強化を通じて企業価値向上を目指すため、2025年1月に品質保証本部を新設いたしました。

生産性向上・業務効率化については、自動化のモデル工場である郡山製造所において、研削加工作業に自動化ロボットを導入し、産出量を10%向上させることができました。

海外事業の飛躍については、インド現地子会社の営業再開に向けた知名度向上と潜在需要獲得を目指して、I M T E X 2025 (インド工作機械展) に初めて出展いたしました。

脱炭素・循環型社会への貢献については、11月に行われた J I M T O F 2024 (第32回日本国際工作機械見本市) において、当社のコア技術である粉末冶金技術と超高压合成技術を掛け合わせて開発した、貴金属フリーで省電力のグリーン水素発生装置向け触媒・電極 (PME) や、車載用モーターコア金型向け新材種として開発した水切りワイヤー放電加工用超硬合金 (フジロイ V G 51) を発表いたしました。

新規事業の確立については、新事業探索・事業化検討に関する組織を立ち上げ、リサイクル事業等の検討を開始しております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は16,595百万円 (前連結会計年度比0.5%減) となりました。

超硬製工具類では、昨年度好調であった海外向け溝付きロールの顧客での在庫調整による大幅な売上減少により、売上高は4,183百万円 (前連結会計年度比12.6%減) となりました。

超硬製金型類では、製缶金型や車載用電池向け金型の販売が堅調に推移した結果、売上高は4,268百万円（前連結会計年度比8.9%増）となりました。

その他の超硬製品では、半導体製造装置向けが堅調に推移したほか、超硬素材の販売が好調に推移した結果、売上高は4,257百万円（前連結会計年度比6.3%増）となりました。

超硬以外の製品では、一部の鋼製自動車部品用工具・金型の売上が堅調に推移したものの、混錬工具等の販売が低調に推移した結果、売上高は3,886百万円（前連結会計年度比2.0%減）となりました。

また利益につきましては、生産性向上・業務効率化の施策等に一定の成果があったものの、原材料の高騰、IT投資や人財投資の拡充により、営業利益は488百万円（前連結会計年度比39.7%減）、経常利益は603百万円（前連結会計年度比31.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は426百万円（前連結会計年度比39.9%減）となりました。

## **(2) 設備投資の状況**

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、531百万円であります。その主なものは、当社における生産設備の増強、老朽代替及び研究開発設備の取得であります。

## **(3) 資金調達の状況**

当連結会計年度において特記すべき資金調達は行っておりません。

## **(4) 対処すべき課題**

### **①会社の経営の基本方針**

当社グループは、「事業を通じて広く社会に貢献し、幸せな人を育てる」「人間尊重、人間中心の経営」を企業理念とし、広く産業とくらしを支え、社会に貢献できる人、そして、自分を必要としてくれる社会に対して感謝の気持ちを持つことができる人、そういう幸せな人を育て、真に人間が働く喜びを味わえる企業経営を行うことを、経営の基本方針としております。

## ②目標とする経営指標

当社グループは、安定的な成長を目指すため収益性を意識した経営が重要との観点から「売上高経常利益率」を重視しており、また資本効率を高め企業価値の向上を図る観点から「ROE（自己資本当期純利益率）」を重視しております。

## ③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、引き続き緩やかに回復しているものの、ウクライナ情勢に伴う資源・エネルギー価格の高騰や世界的な物価上昇、中東での紛争の発生や中国経済の停滞、米国新政権の関税政策の変更や、株価、為替の乱高下等の影響を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

中長期的には、当社グループの主要顧客が関連する自動車産業において電動化への流れは一時的に減速しているもののCASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）への流れが着実に進んでおり、当社グループとしてもその変化への対応として次世代自動車への対応・拡販を成長戦略とし、対応を進めております。

また生成AIをはじめとしたAIの普及やデジタルトランスフォーメーション（DX）の進展等により当社グループが関連する半導体等の市場は世界的に拡大が続くものと考えられます。

社会的な環境としましては持続可能で強靱な社会の構築のため「脱炭素社会」、「循環型社会」の形成が強く求められており、企業においても持続的な成長のためその実現に向けた責任ある取り組みが求められております。

日本を取り巻く環境としては少子高齢化・人口減少による市場縮小や人財確保の競争激化、コロナ禍を契機とした事業構造・生活様式の変化、デジタル化の一層の推進など様々な変化が予測されております。

このような変化の激しい環境のもと顧客と社会の期待に応え成長し続けるため「変化に対応できる企業体質への転換」を中期方針とした2025年3月期からの3年を対象期間とする「中期経営計画2026」を策定しました。この中期方針のもと国内事業は成長の基盤（安定的に成長）とし、成長を牽引するのは海外事業、将来の成長基盤の育成として新事業の実現という方向性を定め、1. 経営基盤の強化、2. 生産性向上・業務効率化、3. 海外事業の飛躍、4. 脱炭素・循環型社会への貢献、5. 新事業の確立を成長戦略として持続的に取り組んでおります。

### 1. 経営基盤の強化

当社グループは様々な環境・社会課題の解決と事業の持続的な成長の両立を実現するため、サステナビリティ経営に取り組んでおります。サステナビリティ委員会の活動を通じてサステナビリティ方針に基づくマテリアリティへの取り組みを進めており、エネルギー関連向け新製品の開発や超硬工具・金型のリサイクルについての活動を強化しております。

ガバナンスの強化として、2025年1月1日付で品質保証本部を新設しました。ガバナンス及び品質管理の強化を目的としたグループ横断部署を新設することで、安全で安定した生産体制を堅持し、高品質な製品づくりで企業価値を向上を目指します。

人的資本の強化の取り組みとしては、社員エンゲージメントの向上のため新たな福利厚生制度を導入しました。またEラーニングのプログラムを拡充し、社員が自己研鑽ができる環境を整備しました。

情報基盤の整備として基幹システムを刷新し、紙での管理からデータ管理に変えてデジタル化を進めるとともに検索性の向上等によるデータの利活用を進めております。

ブランドイメージの社外浸透やインナーブランディングの強化のためのコーポレートブランディングにも着手し、経営基盤の強化に努めております。

## 2. 生産性向上・業務効率化

生産性向上・業務効率化としては国内生産部門にて前中期経営計画より生産効率改革活動として取り組みを続けており、前中期経営計画ではフェーズ1としては生産管理の強化と現場改善等を組み合わせて生産性向上に取り組んでまいりました。本中期経営計画（2025年3月期－2027年3月期）においては多品種少量の生産工程におけるロボットの導入等による自動化、省人化を進めてまいります。

2025年3月期はモデル工場である郡山製造所の研削加工作業に自動化ロボットを導入・本格稼働させました。ロボット導入による無人加工により産出量が10%向上しております。更に、2024年10月末には郡山製造所の冶金工程の自動化ロボットの対応製品範囲を広げる改修を実施しました。

熊本製造所の冶金工程にCAD・CAMを駆使したNC加工機による自動加工ラインを導入し平面加工における手作業から自動加工に約60%移管しております。また材料費のコストダウンを進めるため、部品取りを最適化するCAD・CAMの自動ネスティングを2026年3月期からの導入に向けてテストをしております。

## 3. 海外事業の飛躍

海外事業につきましては本中期経営計画期間（2025年3月期－2027年3月期）に海外売上高比率25%以上（2027年3月期）を目指し、売上高拡大による成長を積極的に目指してまいります。

中国では当社は2024年3月に東莞に新規開設した営業拠点を足掛かりに、展示会に出展するなど、知名度向上の取り組みを行うとともに、商材を拡充したことで新規顧客の獲得に成功し、販売を拡大しています。今後はEV関連メーカーへの新規拡販を強化してまいります。

アセアンではタイ・インドネシアの生産拠点にて日本からの技術指導等により工場の生産性が向上しております。タイは日本と同等な高精度品を製造することができるようになっており、インドネシアでは対応製品の幅が広がり、現地企業との取引が拡大しております。

インドにおいては、輸出ベースでの出荷額が増加傾向にあります。知名度向上と潜在需要獲得を目的に、2025年1月に展示会に初めて出展しました。2027年3月期までの営業再開を目指して、2025年の夏頃を目途に再開プロジェクトを立ち上げる予定です。

北米においては、シカゴで開催された展示会に初めて出展するなど市場調査を進めております。

#### 4. 脱炭素・循環型社会への貢献

当社グループは環境・社会の課題解決を事業機会と捉え、脱炭素・循環型社会の形成に貢献する製品を積極的に開発、市場投入してまいります。

従来から取り組んでいる次世代自動車関連製品にも引き続き注力しており、車載用モーターコアの金型に適した材種のラインナップ拡充や、車載用電池缶向けの金型の拡販に向けた取り組みを進めております。

また次世代エネルギー分野に向けて、当社の強みである粉末冶金技術を活かした触媒や電極の開発も進めております。その一つとして2024年11月にJIMTOFという工作機械の大きな展示会で、エネルギー関連での新製品「グリーン水素の製造装置向け電極」を発表しました。

循環型社会への貢献としては、省タングステン・コバルト合金の開発、拡販による希少な金属の使用量低減を図るとともに、超硬工具・金型のリサイクルについても活動を強化してまいります。

#### 5. 新事業の確立

当社グループは「既存事業」と「新規事業」が独立しながら両輪で走ることが企業価値の向上に繋がるとの観点から、新事業シーズの探索、事業化検討が可能な体制を構築するため組織を2024年7月に発足させました。当該組織においては、新たな事業の柱となる新規事業の実現や事業創出サイクルの短縮化に取り組んでまいります。

また新規事業の早期実現に向けて、M&Aや業務提携の検討についても積極的に進めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

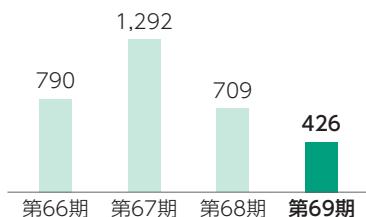
#### 売上高 (単位：百万円)



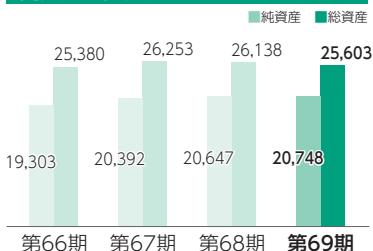
#### 経常利益 (単位：百万円)



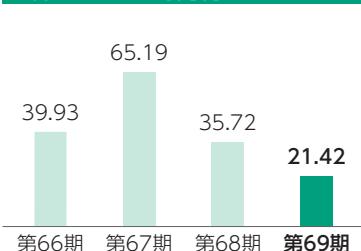
#### 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



#### 純資産/総資産 (単位：百万円)



#### 1株当たり当期純利益 (単位：円)



#### 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分		第66期 2022年3月期	第67期 2023年3月期	第68期 2024年3月期	第69期 (当連結会計年度) 2025年3月期
売上高	(百万円)	16,874	17,179	16,678	16,595
経常利益	(百万円)	1,202	1,225	882	603
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	790	1,292	709	426
1株当たり当期純利益	(円)	39.93	65.19	35.72	21.42
純資産	(百万円)	19,303	20,392	20,647	20,748
総資産	(百万円)	25,380	26,253	26,138	25,603
1株当たり純資産額	(円)	974.90	1,028.11	1,039.32	1,042.93

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

区 分		第66期 2022年3月期	第67期 2023年3月期	第68期 2024年3月期	第69期 (当事業年度) 2025年3月期
売上高	(百万円)	14,715	14,868	14,809	14,490
経常利益	(百万円)	893	1,092	859	472
当期純利益	(百万円)	596	1,258	711	367
1株当たり当期純利益	(円)	30.13	63.50	35.81	18.50
純資産	(百万円)	18,070	18,938	19,015	18,761
総資産	(百万円)	23,630	24,410	24,334	23,595
1株当たり純資産額	(円)	912.62	954.80	957.20	943.08

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市	10百万円	100%	耐摩耗工具等の製造
富士シャフト株式会社	福井県本荘市	20百万円	100%	引抜鋼管の製造販売
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県	145百万THB	100%	耐摩耗工具等の製造販売
富士模具貿易(上海)有限公司	中国上海市	3百万元	100%	耐摩耗工具等の販売
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州	53,645百万IDR	100%	耐摩耗工具等の製造販売
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州	90百万INR	100%	耐摩耗工具等の販売
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシアペナン州	1百万MYR	100%	耐摩耗工具等の販売

(注) 1. 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。  
 2. FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITEDはインド共和国の経済環境、当社顧客の動向を鑑み、2016年8月から事業を休眠しております。今後につきましては当社において市場調査、拡販を行い、事業再開を予定しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、超硬耐摩耗工具製造販売を主要な事業内容としております。

主要な製品と具体的な用途例は以下のとおりであります。

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製工具類	ダイス、プラグ	線材、パイプの生産用工具
	溝付プラグ	熱交換器用パイプの生産用工具
	熱間圧延ロール	鉄鋼素材の生産用工具
	冷間フォーミングロール	建材、パイプの生産用工具
	超高压発生用工具	人工ダイヤモンド・cBN等の生産用工具
	混練工具	樹脂・セラミックス等の生産用工具
	刃物類	鋼板、フィルム、箔などを切断する刃物
超硬製金型類	自動車部品生産用金型	エンジン・駆動系・操舵系・安全装置部品の生産用金型
	製缶金型	飲料缶、食用缶の生産用金型
	電池関連金型	電池ケース、電池部材の生産用金型、車載電池用金型
	光学素子成形用金型	ガラスレンズの生産用金型
	粉末成形用金型	磁石、焼結部品の生産用金型
	半導体・電子部品用金型	封止材生産用金型
その他の超硬製品	各種部品	各種装置部品
	超硬合金チップ	各種金型・工具、刃物の素材
超硬以外の製品	鋼製品	飲料缶、エンジン部品等の生産用金型
	セラミックス製品	機械工具、治工具
	FHR製品	耐熱用部材、鑄造用部材
	KF2製品	樹脂等の生産用工具、治工具
	銅タングステン合金	放電加工用電極
	電着工具	硬質材料の加工用砥石
	固体潤滑複合材料（NFメタル）	真空蒸着装置用軸受、特殊環境用軸受
引抜鋼管	ベアリング、自動車部品の部材	

## (8) 主要な営業所及び工場

### ①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 大 田 区	名 古 屋 工 場	愛 知 県 名 古 屋 市 緑 区
郡 山 製 造 所	福 島 県 郡 山 市	岡 山 製 造 所	岡 山 県 倉 敷 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	熊 本 製 造 所	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
秦 野 第 二 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市		

### ②子会社

会 社 名	所 在 地
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市
富士シャフト株式会社	福島県二本松市
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州

## (9) 従業員の状況

### ①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,090 名	16 名減

### ②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
855 名	14 名減	44.7 歳	21.8 年

(注) 上記従業員数には、パートを含み、役員及び子会社への出向者等は含んでおりません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

80,000,000株

### (2) 発行済株式の総数

20,000,000株（自己株式106,012株を含む）

### (3) 当期末株主数

7,500名

### (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持株比率
CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	1,886,500株	9.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,749,300株	8.8%
富士ダイス社員持株会	1,680,047株	8.4%
株式会社CS企画	1,571,800株	7.9%
KP株式会社	1,541,000株	7.7%
新庄 敦子	590,000株	3.0%
株式会社シルバーロイ	578,100株	2.9%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	337,500株	1.7%
新庄 由美子	300,000株	1.5%
木下 美佐子	200,000株	1.0%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりであります。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	27,768株	6名
社外取締役	一株	一名
監査役	一株	一名

（注）当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社の役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	春田 善和	
常務取締役	津田 雅宣	海外事業本部長
取締役	篠宮 護	技術開発本部長
取締役	馬渡 和幸	品質保証本部長（生産本部管掌）
取締役	松岡 恭弘	営業本部長
取締役	高安 真生	業務本部長兼情報システム部長
取締役	澤井 英久	新四谷法律事務所代表、(株)アイセイ薬局社外監査役
取締役	上田 典由	
取締役	中村 美智子	プラス法律事務所弁護士、日本弁護士連合会嘱託
常勤監査役	古谷 高宏	
監査役	内田 伊知郎	
監査役	江口 泰志	公認会計士江口泰志事務所所長

- (注) 1. 取締役 澤井英久氏、取締役 上田典由氏及び取締役 中村美智子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 内田伊知郎氏及び監査役 江口泰志氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 江口泰志氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 澤井英久氏、取締役 上田典由氏、取締役 中村美智子氏、監査役 内田伊知郎氏及び監査役 江口泰志氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2024年6月25日開催の第68回定時株主総会において、高安真生氏及び中村美智子氏が取締役に、古谷高宏氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 常勤監査役 千葉理彦氏は、2024年6月25日付で辞任により退任いたしました。
7. 当事業年度中における取締役の担当及び重要な兼職の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
馬渡 和幸	取締役生産本部長兼生産管理部長	取締役生産本部長	2024年7月1日
高安 真生	取締役業務本部長	取締役業務本部長 兼情報システム部長	2024年10月1日
馬渡 和幸	取締役生産本部長	取締役品質保証本部長 (生産本部管掌)	2025年1月1日

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員及び監査役の全員との間で会社法第427条第1項に基づき、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約となっております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないための措置として、違法な報酬又は利益、故意の行為による損害賠償請求等は填補の対象外としております。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は以下のとおりであります。

##### 1.当該方針の決定の方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を含む取締役の報酬制度及び報酬水準については、決定プロセスの客観性・公正性を確保する観点から事前に取締役会の諮問機関として2019年12月に設置した指名・報酬委員会（取締役4名（うち3名は独立社外取締役）により構成、委員長は独立社外取締役）において、外部機関による役員報酬調査データにより当社と企業規模が類似する会社の水準等を確認したうえで審議し、取締役会の決議により決定しております。

##### 2.取締役の報酬の構成

取締役の報酬は、毎月定額で支払われる「基本報酬」、単年度業績連動報酬である「賞与」、譲渡制限付株式の付与による「株式報酬」により構成しております（「基本報酬」「賞与」は金銭報酬となります）。但し、社外取締役については業務執行の監督における主導的な役割を期待し、独立性を確保する観点から「基本報酬」のみの構成としております。

##### 3.基本報酬の決定基準

各取締役の「基本報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

#### 4.賞与の決定基準

各取締役の「賞与」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し、10%～150%の範囲内で支給することとしております。

#### 5.株式報酬の決定基準

各取締役の「株式報酬」については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね20%を基準として、各取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定しております。

#### 6.各取締役の報酬額決定プロセス

各取締役の基本報酬、株式報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分については、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長に委任するものとしております。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定することとしております。

#### 7.当事業年度に係る個人別の報酬等の内容について

当事業年度に係る個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

### ②監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

各監査役の報酬額については、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲で、「基本報酬」のみとして監査役における協議により決定しております。

### ③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額については、基本報酬に関して、2015年6月26日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該上記基本報酬に関する決議に加え、対象事業年度の業績等に基づいて設定される取締役賞与の総額を、対象事業年度に係る定時株主総会にて決議いただくこととしております。直近の決議としては、2024年6月25日開催の第68回定時株主総会において、第68期に関する取締役賞与の総額を21,000,000円（社外取締役は支給対象外）とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

当社取締役の株式報酬の額については、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会において年額50百万円以内、割り当てる譲渡制限付株式の上限を年80,000株以内（社外取締役は付与対象外）とする旨決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2018年6月22日開催の第62回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月25日開催の取締役会にて代表取締役社長春田善和に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬、株式報酬の額及び各取締役の業績等を踏まえた賞与の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

また、代表取締役社長による個人別の報酬等の決定については、決定プロセスの客観性・公正性を確保するため、事前に指名・報酬委員会に諮問したうえで当該審議・答申を踏まえて決定しております。

#### ⑤取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	151	115	14	21	6
監査役 (社外監査役を除く)	12	12	—	—	2
社外取締役	19	19	—	—	3
社外監査役	13	13	—	—	2

- (注) 1. 上記の監査役の支給人員には、2024年6月25日開催の第68回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
・第69回定時株主総会において決議予定の取締役賞与14百万円
3. 上記非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

## ⑥業績連動報酬等に関する事項

事業年度ごとの業績向上に対する取締役の意識を高め、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（社外取締役を除く）に対して、業績連動報酬等として賞与を支給しております。

業績連動報酬等の算定の基礎となる業績指標としては、当社の総合的な収益力の向上に対し責任を負うべきという観点から「連結経常利益」を選定しております。

また、業績連動報酬等の算定方法としては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、各取締役の基本報酬の概ね1／3を基準として、業績（連結経常利益の予算達成度）等を勘案し10%～150%の範囲内で支給することとしております。

当事業年度を含む「連結経常利益」の推移は、1. 企業集団の現況に関する事項（5）財産及び損益の状況に記載のとおりです。

## ⑦非金銭報酬等に関する事項

当社は、2022年6月24日開催の第66回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」）を導入しております。

本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内とし、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は80,000株を上限としております。

譲渡制限付株式の割当てについては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内で社内規程に従い、対象取締役の基本報酬の概ね20%を基準として、対象取締役の資質や業務遂行能力、職責、業績、貢献度、経営手腕等を総合的に判断して決定することとしております。

また、譲渡制限期間については、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間とし、譲渡制限の解除については、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することとしております。

なお、その交付状況は「2.会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

取締役 澤井英久氏は新四谷法律事務所代表及び株式会社アイセイ薬局の社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役 中村美智子氏はプラス法律事務所弁護士及び日本弁護士連合会嘱託を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役 江口泰志氏は公認会計士江口泰志事務所所長を兼任しておりますが、公認会計士江口泰志事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

### ②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	澤 井 英 久	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員長を務めており、主導的な役割を果たしております。
取締役	上 田 典 由	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。長年にわたり企業経営に携わられた経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めており、活発な審議に参画しております。
取締役	中 村 美 智 子	2024年6月25日以降に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、取締役候補者の選定や報酬の決定における透明性及び客観性の向上等を目的として設置している指名・報酬委員会の委員を務めており、活発な審議に参加しております。
監査役	内 田 伊 知 郎	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会14回の全てに出席いたしました。取締役、監査役として経営の経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。
監査役	江 口 泰 志	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。 また、指名・報酬委員会のオブザーバーを務めており、監査体制の強化を推進しております。

## (ご参考) スキル・マトリックス

当社取締役会の構成メンバーの経験・専門性は以下のとおりです。

	独立 社外 役員	指名・報酬 委員会	経験・専門性								
			経営全般	営業 マーケ ティング	生産・技術	研究・開発	グローバル ビジネス	会計 ファイ ナンス	法務 コンプラ イアンス	E S G	
春田 善和		委員	●					●	●	●	●
津田 雅宣			●	●				●			
篠宮 護			●	●		●					●
馬渡 和幸			●		●	●					
松岡 恭弘			●	●	●						
高安 真生			●							●	●
澤井 英久	★	議長/委員								●	●
上田 典由	★	委員	●		●	●					
中村 美智子	★	委員								●	●
古谷 高宏			●	●				●			
内田 伊知郎	★	オブザーバー	●					●	●	●	●
江口 泰志	★	オブザーバー							●	●	●

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

### (3) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会において決議しております。

なお、2023年3月15日の取締役会において、業務の適正を確保するための体制を一部改定しており、その概要は次のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、次の取り組みを行う。

- ①経営理念に基づく行動規範を策定し、日々の教育研修を通じて、社員全員への浸透を図る。
- ②『コンプライアンス規程』を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を目的として、コンプライアンス委員会を設置、運用する。
- ③取締役会に関する任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の監督機能の強化と業務執行の透明性を図る。
- ④社内外に通報窓口を有する内部通報制度を整備、活用し、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防止する。
- ⑤『反社会的勢力への対応規程』等を制定し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを明確にするとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署の設置や、警察等の外部機関との協力体制を構築する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、次の取り組みを行う。

- ①取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書、報告書その他取締役の職務の執行に係る重要な書類（電磁的記録含む）について、関連資料とともに法令及び社内規程に従って保管し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる体制を整備する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント基本方針に基づき適切なリスク管理体制の整備のため、次の取り組みを行う。

- ①『リスクマネジメント基本規程』に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、各種事業リスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備する。

- ②代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を定期的に行い、リスクマネジメントを効果的かつ円滑に行う。
- ③実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、次の取り組みを行う。

- ①組織の構成と各組織の職務権限及び職務分掌を定めた『業務規程』を策定する。
- ②当社及びグループ各社の業務執行に関する事項について多面的な検討を行い、適切かつ迅速な意思決定に資することを目的として、取締役、執行役員及び関連部門長で構成する経営会議を設置する。
- ③中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具体化するため、毎事業年度の事業計画を策定し、その進捗については定期的に取り締り会や経営会議等に報告することで、効率的な執行を確保する。

#### **(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとして成長、発展し続けるため、次の取り組みを行う。

- ①経営理念やコンプライアンス意識を、当社グループ全体に浸透させ、共有する。
- ②当社グループ共通の中長期の方針をもとに、各社で中期経営計画、事業計画等の重要事項の策定を行い、当社の取締役会において承認するとともに、事業計画の実施状況等を取締役会に報告する。
- ③当社グループにおける、ITへの利用に係る方針及び手続きを適切に定める。
- ④『子会社管理規程』を策定し、主に子会社の事業運営を管理する主管部門、主に子会社が法令、規程等を遵守し、円滑に事業を運営していることを包括的に確認する統括部門をそれぞれ設置し、子会社の経営管理等を行う。
- ⑤監査役や内部監査部門は、必要に応じてグループ会社を監査する。

#### **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ①当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ②代表取締役の指示により、内部監査部門は当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性について評価する。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正措置をとる。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合について、次の取り組みを行う。

- ①監査役は、職務執行において必要に応じて内部監査部門の使用人に補助を求めることができることとし、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して行う。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、取締役と監査役が協議を行う。

**(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**  
当社は、監査役への報告に関する体制について、次の取り組みを行う。

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ④監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、再監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤監査役に①又は②の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

**(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の取り組みを行う。

- ①監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- ②監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類について、いつでも閲覧することができる。
- ③監査役は、代表取締役社長及び会計監査人との間で定期的な意見交換を行う。
- ④監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じ弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑤監査役が、職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じる。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、『コンプライアンス規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的で開催し、コンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を行っております。
- ・当社は、『内部通報規程』を制定しており、社内通報窓口を内部監査室長、社外通報窓口を契約弁護士として、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防ぐための体制を整備しております。当期は内部通報が有り、調査を実施しております。併せて通報者の保護、対象者への対応、周知教育等を実施して適切に対応しております。
- ・当社は、『反社会的勢力への対応規程』を制定しており、反社会的勢力との関係を遮断するために取引先に対して、反社会的勢力の確認を実施しております。また警察等の外部機関と連携を取る体制を整備して運用しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録及び関係資料は、法令及び社内規程に従って保管しており、取締役及び監査役は、必要に応じて記録を閲覧し、又はその写しを入手しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、『リスクマネジメント基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を定期的で開催してリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応に関する施策を整備して運用しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務の執行を効率的に行うため、『業務規程』を定めて運用しております。
- ・当社は、経営会議を月に1回開催して、重要案件等について取締役、執行役員及び関連部門長が審議し、適切かつ迅速な意思決定を行っております。
- ・当社は中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具現化するため、毎事業年度の事業計画を策定しております。

### (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、上記(4)で定めた中長期の方針に基づき、グループ各社で中期経営計画及び事業計画を策定し、当社の取締役会において承認しております。事業計画の実施状況は、経営会議に報告しております。

- ・当社は、『子会社管理規程』を制定しており、同規程に基づいて、子会社ごとに定められた主管部門が経営管理を実施しております。
- ・当社は、監査役と内部監査部門が連携して、グループ会社の業務監査を実施し、経営会議に報告しております。

#### **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ・当社は、金融商品取引法その他の関連法令に則り『経理規程』等を制定し、同規程に基づいて運用しております。
- ・代表取締役の指示により、内部監査部門は当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性について評価しております。また、評価結果に基づき、業務執行部門は必要な是正処置をとる体制をとっております。

#### **(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ・監査役は、職務執行において内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して、監査役の職務の補助を行うことができる体制をとっております。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ・取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に当該事実に関する事項を速やかに報告する体制をとっております。
- ・監査役は、取締役及び使用人に業務執行に関する報告を求めて、速やかに報告を受けております。
- ・監査役は、内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その内容を確認しております。
- ・監査役は、内部監査部門の長から内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

#### **(9) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、経営会議、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、議事録等を確認しております。
- ・監査役は、代表取締役社長及び会計監査人との間で、適宜意見交換をしております。
- ・監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けております。

本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満の端数を切捨て、比率の数値については、四捨五入により表示しております。

# 連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>14,909</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,395</b>
現金及び預金	6,945	支払手形及び買掛金	1,622
受取手形	142	短期借入金	28
売掛金	2,368	リース債務	17
電子記録債権	968	未払金	774
有価証券	1,000	未払費用	633
商品及び製品	251	未払法人税等	23
仕掛品	1,740	契約負債	31
原材料及び貯蔵品	1,299	賞与引当金	152
その他	194	役員賞与引当金	15
貸倒引当金	△2	その他	95
<b>固定資産</b>	<b>10,694</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,460</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,870</b>	リース債務	23
建物及び構築物	4,733	繰延税金負債	7
機械装置及び運搬具	2,104	役員退職慰労引当金	4
土地	2,744	退職給付に係る負債	1,425
その他	287	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,855</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>258</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>565</b>	<b>株主資本</b>	<b>19,792</b>
投資有価証券	183	資本金	164
長期貸付金	5	資本剰余金	7
繰延税金資産	327	利益剰余金	19,686
その他	48	自己株式	△65
貸倒引当金	△0	その他の包括利益累計額	955
		その他有価証券評価差額金	80
		為替換算調整勘定	695
		退職給付に係る調整累計額	179
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,748</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,603</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>25,603</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,595
売上原価		12,463
売上総利益		4,131
販売費及び一般管理費		3,643
営業利益		488
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	5	
受取貸料	20	
補助金収入	74	
その他の	11	132
営業外費用		
支払利息	4	
為替差損	7	
寄付金	3	
その他の	2	17
経常利益		603
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	0	0
税金等調整前当期純利益		603
法人税、住民税及び事業税	135	
過年度法人税等	41	
法人税等調整額	1	177
当期純利益		426
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		426

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	164	1	19,896	△83	19,978
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△635		△635
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			426		426
譲渡制限付株式報酬		6		17	23
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	6	△209	17	△185
当 期 末 残 高	164	7	19,686	△65	19,792

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	105	463	100	669	20,647
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△635
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					426
譲渡制限付株式報酬					23
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△24	232	79	286	286
当 期 変 動 額 合 計	△24	232	79	286	100
当 期 末 残 高	80	695	179	955	20,748

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 注 記 表

(自 2024年 4 月 1 日)  
(至 2025年 3 月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 新和ダイス株式会社  
富士シャフト株式会社  
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.  
富士模具貿易(上海)有限公司  
PT.FUJILLOY INDONESIA  
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED  
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.、富士模具貿易(上海)有限公司、PT.FUJILLOY INDONESIA、FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED、FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

###### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法に基づく原価法

###### ② 棚卸資産

製品・仕掛品 (完成粉末を除く)

主として個別法に基づく原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

仕掛品 (完成粉末)・原材料 (原料粉末)

主として総平均法に基づく原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

###### 定率法

(但し、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。)

なお、在外連結子会社につきましては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	15 ~ 50年
機械装置及び運搬具	12年
工具器具備品	5 ~ 10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）  
によっております。）
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、  
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込  
額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべ  
き額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべ  
き額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給  
額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは超硬耐摩耗工具の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(表示方法の変更)

1 連結貸借対照表

前連結会計年度において区分掲記しておりました「有形固定資産」の「建設仮勘定」(当連結会計年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 仕掛品(完成粉末を除く)の評価

①連結計算書類に計上した金額

仕掛品	当連結会計年度	1,740百万円
うち仕掛品(完成粉末を除く)	当連結会計年度	770百万円

②見積り内容について連結計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

i 見積りの算出方法

仕掛品(完成粉末を除く、以下「仕掛品」)は主として個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

過去の製造実績及び将来の製造計画を基礎として不採算率を算定し、将来不採算となる可能性が高い仕掛品の取得原価と正味売却価額を比較し算出しております。

ii 見積りの算出に用いた主な仮定

当社グループは個別受注生産方式ですが、品種構成の多くがリピート品で構成されており、受注残高の状況から稼働率や人件費等に重要な変動がないと仮定しているため、不採算率も同程度発生すると仮定しております。

iii 翌年度の連結計算書類に与える影響

社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなか、景気は緩やかに回復基調で推移しているものの、米国の今後の政策動向などの不確定要素が多く、翌連結会計年度の稼働率及び人件費等の変動が不採算率に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記事項)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	260百万円
土地	272百万円
合計	532百万円

(2) 担保に係る債務

当該担保に係る債務はありません。

なお、上記の物件は根抵当権（極度額は2,550百万円）が設定されております。

2 有形固定資産の減価償却累計額 22,493百万円

(連結損益計算書に関する注記事項)

1 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 16,595百万円

2 減損損失に関する注記事項

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
神奈川県秦野市	遊休資産	機械装置	0
岡山県倉敷市	遊休資産	機械装置	0
熊本県玉名郡	遊休資産	機械装置	0

当社グループは、原則として会計単位を基準にグルーピングを行っており、遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、遊休資産のうち、時価が下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として計上しました。

なお、機械装置の正味売却価額については零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記事項)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,000,000	—	—	20,000,000

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	635	32.00	2024年3月31日	2024年6月26日

(注) 1株当たり配当額には、創業75周年を記念した記念配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	795	40.00	2025年3月31日	2025年6月25日

## (金融商品に関する注記事項)

### 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を主とし、銀行借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また投資有価証券は主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を確認する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日です。短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、借入金の金利は主に固定金利であります。

### 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	171	171	-
資産計	171	171	-

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金、有価証券に計上している譲渡性預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

#### (注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12
出資金	5

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	171	—	—	171
合計	171	—	—	171

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

### 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

製品区分	合計
超硬製工具類	4,183
超硬製金型類	4,268
その他の超硬製品	4,257
超硬以外の製品	3,886
外部顧客への売上高	16,595

### 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項「4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,149
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,480
契約負債（期首残高）	13
契約負債（期末残高）	31

#### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記事項)

1株当たり純資産額 1,042.93円

1株当たり当期純利益 21.42円

(重要な後発事象に関する注記事項)

該当事項はありません。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>12,657</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,175</b>
現金及び預金	4,910	支払手形	104
受取手形	137	買掛金	1,520
売掛金	2,303	リース債務	14
電子記録債権	913	未払金	721
有価証券	1,000	未払費用	583
商品及び製品	157	賞与引当金	141
仕掛品	1,677	役員賞与引当金	14
原材料及び貯蔵品	1,144	その他	74
前払費用	72	<b>固定負債</b>	<b>1,658</b>
関係会社貸付金	260	リース債務	16
その他	81	退職給付引当金	1,642
貸倒引当金	△0		
<b>固定資産</b>	<b>10,938</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>8,718</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,833</b>
建物	4,031	<b>純 資 産 の 部</b>	
構築物	249	<b>株主資本</b>	<b>18,704</b>
機械装置	1,843	資本金	164
車輻運搬具	7	資本剰余金	7
工具器具備品	224	その他資本剰余金	7
土地	2,360	<b>利益剰余金</b>	<b>18,598</b>
その他	0	利益準備金	41
<b>無形固定資産</b>	<b>235</b>	その他利益剰余金	18,557
ソフトウェア	226	固定資産圧縮積立金	328
その他	9	別途積立金	13,000
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,984</b>	繰越利益剰余金	5,229
投資有価証券	122	<b>自己株式</b>	<b>△65</b>
関係会社株式	1,273	評価・換算差額等	57
関係会社出資金	50	その他有価証券評価差額金	57
長期貸付金	5		
繰延税金資産	504		
その他	27		
貸倒引当金	△0	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>18,761</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>23,595</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>23,595</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		14,490
売上原価		11,152
売上総利益		3,338
販売費及び一般管理費		3,038
営業利益		299
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	76	
受取賃貸料	20	
補助金収入	64	
その他の	12	197
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	16	
寄付金	3	
その他の	2	23
経常利益		472
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	0	0
税引前当期純利益		472
法人税、住民税及び事業税	84	
過年度法人税等	35	
法人税等調整額	△15	104
当期純利益		367

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	164	1	1	41	336	13,000	5,488	18,866	△83	18,948
当期変動額										
剰余金の配当							△635	△635		△635
当期純利益							367	367		367
譲渡制限付株式報酬		6	6						17	23
固定資産圧縮積立金の取崩					△8		8	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	6	6	-	△8	-	△259	△267	17	△243
当期末残高	164	7	7	41	328	13,000	5,229	18,598	△65	18,704

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	67	67	19,015
当期変動額			
剰余金の配当			△635
当期純利益			367
譲渡制限付株式報酬			23
固定資産圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10	△10	△10
当期変動額合計	△10	△10	△254
当期末残高	57	57	18,761

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記事項)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品（完成粉末を除く）

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 仕掛品（完成粉末）・原材料（原料粉末）

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

### 3 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

##### 定率法

（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。）

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	15 ～ 50年
構築物	10 ～ 30年
機械装置	12年
車輛運搬具	4 ～ 7年
工具器具備品	5 ～ 10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

##### 定額法

（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。）

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 4 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

## 5 収益及び費用の計上基準

当社は超硬耐摩耗工具の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 6 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

1 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「有形固定資産」の「建設仮勘定」(当  
事業年度0百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度においては「有  
形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1 仕掛品(完成粉末を除く)の評価

①計算書類に計上した金額

仕掛品	当事業年度	1,677百万円
うち仕掛品(完成粉末を除く)	当事業年度	707百万円

②見積り内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

i 見積りの算出方法

仕掛品(完成粉末を除く、以下「仕掛品」)は主として個別法に基づく原価法  
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しておりま  
す。

過去の製造実績及び将来の製造計画を基礎として不採算率を算定し、将来不採算  
となる可能性が高い仕掛品の取得原価と正味売却価額を比較し算出しております。

ii 見積りの算出に用いた主な仮定

当社は個別受注生産方式ですが、品種構成の多くがリピート品で構成されてお  
り、受注残高の状況から稼働率や人件費等に重要な変動がないと仮定しているた  
め、不採算率も同程度発生すると仮定しております。

iii 翌年度の計算書類に与える影響

社会経済活動の正常化が進み、雇用・所得環境が改善するなか、景気は緩やかに  
回復基調で推移しているものの、米国の今後の政策動向などの不確定要素が多く、  
翌事業年度の稼働率及び人件費等の変動が不採算率に影響を及ぼす可能性がありま  
す。

(貸借対照表に関する注記事項)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	260百万円
土地	272百万円
合計	532百万円

(2) 担保に係る債務

当該担保に係る債務はありません。

なお、上記の物件は根抵当権（極度額は2,550百万円）が設定されております。

2 有形固定資産の減価償却累計額 19,017百万円

3 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

PT.FUJILLOY INDONESIA	25百万円
( 2,890百万IDR)	
合計	25百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	441百万円
短期金銭債務	33百万円

(損益計算書に関する注記事項)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 1,085百万円

仕入高 336百万円

販売費及び一般管理費 32百万円

営業取引以外の取引による取引高 97百万円

2 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 14,490百万円

3 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
神奈川県秦野市	遊休資産	機械装置	0
岡山県倉敷市	遊休資産	機械装置	0
熊本県玉名郡	遊休資産	機械装置	0

当社は、原則として事業用資産については、全社を一つのグループとし、遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、遊休資産のうち、時価が下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として計上しました。

なお、機械装置の正味売却価額については零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記事項)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	133,780	—	27,768	106,012

(注)自己株式は、2024年8月1日に実施した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分により、27,768株減少しました。

(税効果会計に関する注記事項)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	505百万円
賞与引当金	66 //
棚卸資産評価損	18 //
投資有価証券評価損	10 //
関係会社株式評価損	120 //
減損損失	3 //
未払事業税	5 //
ソフトウェア	35 //
その他	26 //
繰延税金資産小計	792百万円
評価性引当額	△132 //
繰延税金資産合計	660百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	144百万円
その他有価証券評価差額金	11 //
繰延税金負債合計	155百万円
繰延税金資産の純額	504百万円

2 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」が課されることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を29.92%から30.81%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識に関する注記事項)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記事項「5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記事項)

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	PT.FUJILLOY INDONESIA	所有 直接99.98% 間接 0.02%	素材及び製品の販売 加工の委託 従業員の出向 資金の貸付	資金の貸付 (注)	263	関係会社 貸 付 金	260
				資金の返済 (注)	263		
				利息の受取 (注)	22		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記事項)

1株当たり純資産額 943.08円

1株当たり当期純利益 18.50円

(重要な後発事象に関する注記事項)

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

富士ダイス株式会社  
取締役会 御 中

E Y新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ダイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

富士ダイス株式会社  
取締役会 御 中

E Y 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤田 英之  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ダイス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、重点監査項目として内部統制システムの整備運用状況、コンプライアンス・リスクマネジメント体制の整備運用状況、中期経営計画策定・事業計画の進捗状況、人材育成・強化の取り組み状況、サステナビリティへの取り組み状況、海外販売戦略の取り組み状況、新基幹システムの運用状況、労働安全体制向上の取り組み状況等を設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。なお、一部監査にWeb会議システムを利用するなどして、当初の監査計画を実行しました。また、子会社については、毎月親会社で開催される子会社業績報告会に出席し、各子会社取締役や子会社管理部門等から事業及び管理状況の報告を受けるとともに、必要に応じて子会社へ問い合わせ、確認をいたしました。
- (3) また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (4) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(5) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

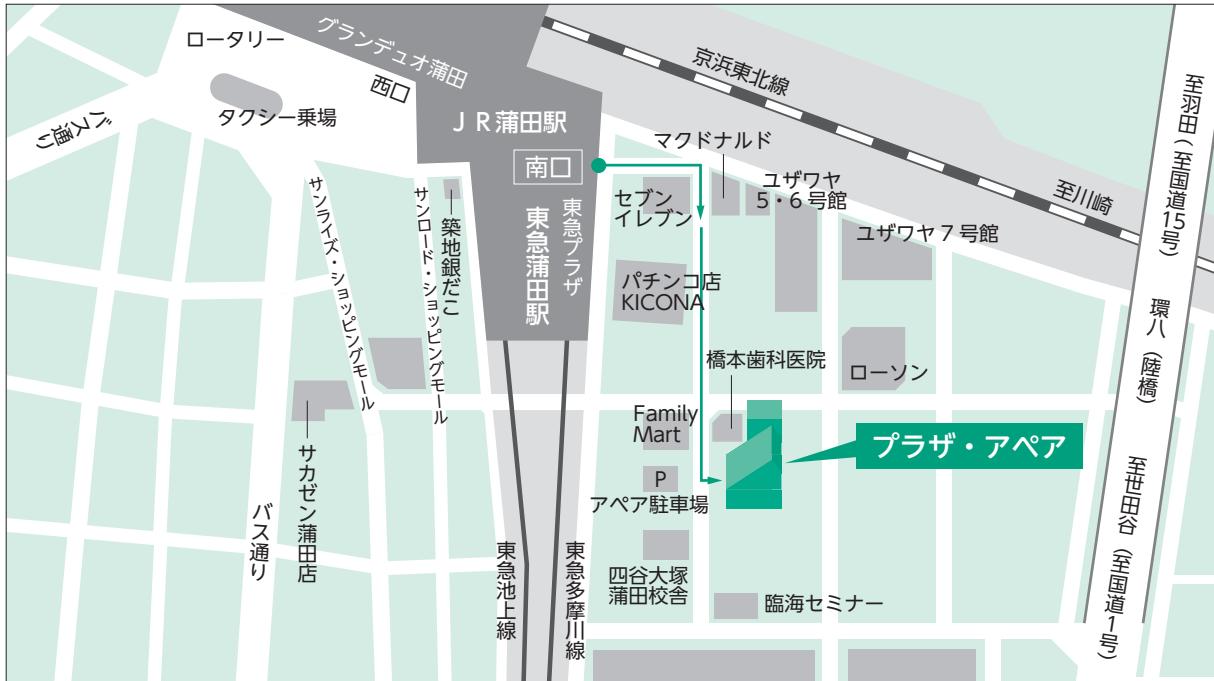
富士ダイス株式会社 監査役会  
常勤監査役 古 谷 高 宏 ㊟  
社外監査役 内 田 伊知郎 ㊟  
社外監査役 江 口 泰 志 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

**開催日時** 2025年6月24日(火曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

**開催場所** プラザ・アペア 2階「オロシア」  
東京都大田区西蒲田八丁目3番5号  
電話03(3732)4122



## 交通のご案内

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線の**蒲田駅 南口**より**徒歩2分**

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

**FUJILLOY** 富士ダイス株式会社

**UD  
FONT**

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。